


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学			
件名	第51回東大和市民体育大会実施要綱外2件について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 内容・概要</p> <p>第51回東大和市民体育大会、第31回多摩湖駅伝大会及び第50回東大和市民文化祭を実施するため、下記要綱の制定をしたい。</p> <p>① 第51回東大和市民体育大会実施要綱について</p> <p>② 第31回多摩湖駅伝大会実施要綱について</p> <p>③ 第50回東大和市民文化祭実施要綱について</p> <p>(2) 施行日</p> <p>いずれも令和2年6月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>各事業において円滑に実施することができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>主催者会議 (①～②)については東大和市・東大和市教育委員会・(特非) 東大和市体育協会、③については東大和市・東大和市教育委員会・東大和市文化協会)において、協定の締結及び実施要綱についてそれぞれ合意が得られた。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、起案処理により、実施要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。